

会 議 録

会議の名称	平成26年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成26年5月29日（木） 午後6時00分～午後7時36分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成25年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成26年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成26年5月29日（木）午後6時00分～午後7時33分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成25年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ①大型生ごみ減量化処理機器購入費補助金交付業務
- ②臨時福祉給付金支給業務
- ③子育て世帯臨時特例給付金支給業務
- ④地域ケア会議運営業務
- ⑤小金井市介護職員初任者研修支援業務
- ⑥成人風しん予防接種業務
- ⑦小金井市学童保育所における食物アレルギー調査業務
- ⑧木造住宅無料簡易耐震診断業務
- ⑨成人風しん予防接種業務変更届
- ⑩定額給付金及び子育て応援特別手当業務廃止届
- ⑪東京学芸大学接道部緑化設計・維持管理業務廃止届
- ⑫在宅老人ケア業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第 1 号 臨時福祉給付金対象者を抽出するために必要な生活保護受給者情報の目的外利用について

諮問第 2 号 子育て世帯臨時特例給付金対象者を抽出するために必要な児童手当受給者台帳の目的外利用について

諮問第 3 号 臨時福祉給付金管理システムについて

諮問第 4 号 子育て世帯臨時特例給付金管理システムについて

諮問第 5 号 小金井市介護職員初任者研修支援事業システムについて

諮問第 6 号 東小金井事業創造センター指定管理業務について

諮問第 7 号 臨時福祉給付金封入封緘業務委託について

諮問第 8 号 子育て世帯臨時特例給付金封入封緘業務委託について

諮問第 9 号 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給事務委託について

諮問第 10 号 地域包括支援センター運営業務委託について

諮問第 11 号 木造住宅簡易耐震診断業務委託について

(4) その他

ア 次回の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	植 草 康 仁	仮 野 忠 男
亀 山 久美子	嶋 田 一 男	白 石 孝
多 田 岳 人	土 屋 義 弘	望 月 皓
渡 瀬 浩 一		

【市 側】

稲葉市長

河野総務部長

<ごみ対策課>

小野ごみ対策課長

八方ごみ対策課主査

岩崎清掃係主事

<地域福祉課>

梶野地域福祉課長

神田生活福祉係長

藤榮地域福祉係主任

鈴木地域福祉課副主査

<子育て支援課>

高橋子育て支援課長

伊藤手当助成係長

中村手当助成係主事

<介護福祉課>

高橋介護福祉課長

本木包括支援係長

富田高齢福祉係主任

<健康課>

高橋健康課長

千葉健康係主任

<児童青少年課>

高橋児童青少年課長

越学童保育係長

<まちづくり推進課>

高橋まちづくり推進課長補佐

井梅住宅係長

<環境政策課>

大関環境政策課長

根岸緑と公園係主事

<経済課>

當麻経済課長

田嶋産業振興係長

大久保産業振興係主事

<情報システム課>

菅野情報システム課長

鈴木情報システム係長

島田情報システム係主事

<市民税課>

内田市民税課長

<総務課>

伏見総務課長

白鳥情報公開係長

石川情報公開係主事

【傍聴者】

0名

【会 長】

ただいまから平成26年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等のご連絡をいたしたいと存じます。本日、篠崎委員、西口委員のご両名は都合により欠席されるという連絡を受けております。よろしく願いいたします。

それでは、まず「平成25年度第4回情報公開・個人情報保護審議会議事録の確認について」を行います。既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、本日、篠崎委員より訂正箇所の資料を配付しておりますが、その他の訂正はございますか。

訂正等の事項はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市 長】

情報公開・個人情報保護審議会への報告、諮問事項でございます。初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが15件、届出変更に関するものが1件、届出廃止に関するものが15件となります。

次に諮問事項について、今回、諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条に基づく「臨時福祉給付金対象者を抽出するために必要な生活保護受給者情報の目的外利用について」、「子育て世帯臨時特例給付金対象者を抽出するために必要な児童手当受給者台帳の目的外利用について」、個人情報保護条例第14条に基づく「臨時福祉給付金管理システムについて」、「子育て世帯臨時特例給付金管理システムについて」、「小金井市介護職員初任者研修支援事業システムについて」、個人情報保護条例第27条に基づく「東小金井事業創造センター指定管理業務について」、「臨時福祉給付金封入封緘業務委託について」、「子育て世帯臨時特例給付金封入封緘業務委託について」、「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給事務委託について」、「地域包括支援センター運営業務委託について」、「木造住宅簡易耐震診断業務委託について」の合計11件となっております。

細部につきましては事務局から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【会 長】

承りました。

【総務課長】

大変申し訳ございませんが、市長は公務につき、ここで退席とさせていただきますと思います。

【会 長】

承りました。

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと存じます。まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見もしくは御質問を受け、それに対する説明を事務局又は各担当課から受けることで進行いたしたいと存じます。

では、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は、開始15件、廃止15件、変更1件でございます。

1ページの部課別の明細をお開き下さい。部課別の届出状況には御覧のとおりでございます。2ページは、その内訳で備考欄に「諮問関連」とありますのは、諮問事項と関連するものですので、その説明の際にあわせてご報告させていただきます。

それでは4ページをお開き下さい。届出番号12-54「大型生ごみ減量化処理機器購入費補助金交付申請書」から、6ページ、届出番号12-60「大型生ごみ減量化処理機器購入費補助金交付申請に関する確認シート」です。様式類集につきましては、1ページから7ページに書式を載せてございます。ごみ対策課の案件です。一括して説明させていただきます。

これまで一般家庭と事業所を対象に生ごみ減量化処理機器の購入費補助金制度を設けておりましたが、集合住宅居住者から大型生ごみ減量化処理機器設置の補助要望があり、平成26年4月1日に大型生ごみ減量化処理機器購入費補助金要項を制定し、集合住宅と町会・自治会等を対象に、大型生ごみ減量化処理機器を導入する場合の補助金制度を設けたことから、各様式を届け出るものです。

個人情報の内容の詳細につきましては、各届出番号の個人情報の内容欄を御覧

下さい。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【白石委員】

全ての保存方法が文書ということは、データ化をしないで、出された様式をそのまま保存して、それほど件数的にもないということなのですか。

【ごみ対策課長】

データ化ではなく、全て文書で保存します。予算の範囲内で交付する形になりますし、また大型生ごみ処理機というとかなり高額のものでございますので、年間を通じてそれほど多くの申請は出ないと判断しております。

【会 長】

他に、御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

次に7ページ、届出番号41-537「成人風しん抗体検査申込書」、及び9ページ、変更届出番号41-525「成人風しん予防接種予診票」の2件になります。様式類集につきましては、18ページ及び22ページに書式を載せてございます。健康課の案件です。関連しておりますので一括して説明させていただきます。

成人風しん予防接種事業については、昨年度第1回に成人風しん予防接種予診票を届出ておりますが、平成26年5月1日より、新たに先天性風しん症候群の発生をなくすことを目的として、19歳以上の女性を対象に抗体検査を開始しました。

検査の実施に当たり、成人風しん抗体検査申込書の書式を追加し、また予防接種にあっては対象者の範囲を19歳以上の女性に限定した上で、妊娠希望者及び予防接種希望者に加え、抗体が十分でないことが確認できる方を追加しております。

また、生活保護受給者はその費用負担が免除されるため、抗体検査結果と生活保護受給者情報を追加し、保存方法を文書・電磁的記録に変更するものです。

個人情報の内容の詳細につきましては、各届出番号の個人情報の内容欄を御覧下さい。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【白石委員】

様式類集の18ページの「風しん抗体検査申込書」という書式の右上に、囲みで「風しん抗体検査事業は市町村が東京都からの委託を受け、市町村ごとに地域住民を対象とした抗体検査を行っているものです」と記載があるのですが、これは東京都の事業ということですか。要するに、主体は東京都であるとする、この一連の個人情報の管理は小金井市にあるのか東京都にあるのか、その辺をお聞かせ下さい。

【健康係主任】

実施主体は東京都となります。ですが、市町村にこちらの申込書等を委託されておりまして、それぞれ東京都に報告するものにつきましては具体的な個人名などは避け、対象の年齢や受検者数の報告にとどまることとなっておりますので、こちらに記載されている個人情報はあくまで市のみで管理することとなります。

【白石委員】

わかりました。

【仮野委員】

報告書の9ページ、個人情報の内容に関して変更・廃止の内容というところで、電算入力を無から有に変更したとあります。なぜそういう変更をしたのか教えてください。

【健康係主任】

昨年度届出をさせていただいた際には、東京都の流行状況に鑑みまして単年度で実施を想定しており、接種率の管理等は特段考えていませんでした。

【仮野委員】

つまり電算入力はしなかったということですね。

【健康係主任】

はい。ただし、こちらが抗体検査の事業と予防接種の事業が2つ始まったことで、要件の中に2回以上接種したことがない方というのが加えられておりますので、そういったものを管理するために電算入力をして管理していくこととさせていただきたいと考えております。

【仮野委員】

電算入力をすることによって、例えば2回以上予防接種を受けたことがない人

などが容易に判別できるというわけですね。

【健康係主任】

はい、おっしゃるとおりです。

【仮野委員】

わかりました。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

次に8ページ、届出番号16-53「小金井市学童保育所における食物アレルギー調査票」、様式類集につきましては19ページに書式を載せてございます。児童青少年課の案件です。

学童保育所では補食として間食を提供していますが、利用児童の保護者から、児童に食物アレルギーがあり間食の提供には配慮してほしいと求められた場合に、今まで個別に聞き取りして対応してきましたが、今回、調査票を定めたことから、様式を届出るものです。

個人情報の内容の詳細につきましては、届出番号の個人情報の内容欄を御覧下さい。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして9ページ、届出番号03-57「給付管理システム」廃止届になります。情報システム課の案件です。

定額給付金及び子育て応援特別手当業務が終了したことによる廃止届です。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

同じく9ページ、届出番号39-85「東京学芸大学連携緑化事業ワークショップ参加者名簿」廃止届になります。環境政策課の案件です。

東京学芸大学接道部緑化設計維持管理業務を廃止することによる廃止届です。

【会長】

御質問、御意見ございますか。

【多田委員】

保存年限が3年なのに廃棄時期が26年度というのはちょっとおかしいのではないのでしょうか。3年だとすれば29年度じゃないのですか。

【緑と公園係主事】

事業の廃止につきましては22年度に終了しておりまして、保存年限が3年ですので、23・24・25の3年間保存いたしまして、今年度26年度に廃棄いたします。

【会長】

他にございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

次に10ページでございます。届出番号14-179「訪問療養指導申請書」から届出番号14-198「訪問療養指導認定者一覧」まで、12ページの別紙を御覧下さい。廃止届になります。介護福祉課の案件です。

在宅老人ケア業務を廃止することによる廃止届です。

【会長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは次に諮問事項について、引き続き説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは諮問書を御覧下さい。

1ページ、諮問第1号「臨時福祉給付金対象者を抽出するために必要な生活保護受給者情報の目的外利用について」、2ページ、諮問第2号「子育て世帯臨時特例給付金対象者を抽出するために必要な児童手当受給者台帳の目的外利用について」、続きまして3ページ、諮問第3号「臨時福祉給付金管理システムについて」、6ページ、諮問第4号「子育て世帯臨時特例給付金管理システムについて」。

少し飛びまして62ページ、諮問第7号「臨時福祉給付金封入封緘業務委託について」、64ページ、諮問第8号「子育て世帯臨時特例給付金封入封緘業務委託について」、66ページ、諮問第9号「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給事務委託について」、関連しておりますので、7件を一括して説明させていただきます。地域福祉課及び子育て支援課の案件です。

各諮問におつけしている資料及び事業概要集の2ページ及び5ページを御覧ください。消費税率の引き上げに伴い、低所得者及び子育て世帯への影響を緩和するため、臨時的な措置として臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金を対象者に給付するものでございます。

条例第12条の目的外利用は、平成26年1月1日の基準日以降の1月2日から3月末日までの間に生活保護を廃止された方の対象者の抽出や、児童手当受給者を対象者にするための抽出。条例第14条は各様式等を登録するシステム。また条例第27条は申請書に係るお知らせ等の封入封緘業務及び書類送付後の支給受付等の事務委託になります。個人情報の内容は各諮問のとおりになります。

恐れ入りますが保有届にお戻り下さい。保有届の6ページ、届出番号17-551「臨時福祉給付金管理システム」、及び6ページ、届出番号42-43「子育て世帯臨時特例給付金管理システム」になります。

様式類集については8ページから11ページに書式を載せてございます。

個人情報の内容につきましてはシステムの諮問と同様になります。

【会長】

御質問、御意見ございますか。

【亀山委員】

今、パソコンのオペレーションシステムのサポートが終了して、委託事業者の使っているパソコンが安全な対応をとっているのか、確認をされているのでしょうか。それと、こういった期間が限定されたものを期間が終わってそれを処理される時は、前もってどなたかがチェックをされて、処理が終わったということを定期的に点検されているのかどうか。委託に当たっての対応の仕方を教えて下さい。

【会長】

この春、基本オペレーティングシステムの方式が大幅に変更し、そのために執務で用いているパソコンを中心とする情報機器のオペレーティングシステムが切り替わり、その作業というのは地方自治体にとっても根本にかかわる機械システ

ムの変更であることは皆様ご認識のとおりですが、小金井市の事務執行におきまして、コンピューターの世界的な方式の変更に伴う機種やソフトウェアの切りかえとか統一とか整備、あるいはそれに関連する書式の調整ということが通常一般的に広く考えられるわけです。その点を含めて、亀山委員から、ここに関連する分野に限っても齟齬がなかったかどうか、切りかえがスムーズに行われたかどうかの報告を受けたいという質問であったかと会長も受けとったわけでございます。

【情報システム課長】

広くセキュリティの部分のことだと思えます。ただ、大変申し訳ないのですが、市のセキュリティのことを公言するのなかなか難しいところもあるので、そこはご理解いただいた上で、簡潔に申し上げたいと思えます。

まず、機器の導入に当たりましては、契約の際、大体5年間契約という長期契約で行います。その際に、必ず返還する際にはデータの消去を業者が行うことになるのですが、消去をするに当たりまして、物理的に破壊する場合や、一定の方式によってデータを消去する方式があります。いずれにしても、廃棄を完了したという証明書を必ずもらうような契約になっています。これによって、機器のリプレースの際のデータ漏洩はないような状況を構築しております。

それから、XPの問題のこともございましたが、基本的には市の業務に使っているパソコンにつきましては、私ども情報システム課のほうで管理する形になっております。したがって、中には単独で主管課が導入する部分もありますが、それに際しては情報システム課に届け出が必要となります。そして、どういう環境下にあるか、またどういうソフトが入るのかということも確認をいたします。

今回、XPというオペレーションシステムの問題がございましたが、これにつきましても、昨年度から話がありましたので、注意喚起をしております。さらに、総務省からも通達があり、このまま継続して使う場合にはインターネットの環境に繋がらないとか、外部送信を使わないといったことが来ていますので、確認した中ではインターネット環境にあるものはないということで、継続して利用している部分もございます。

また、今申し上げた私どもの内部のシステムにつきましては、実際問題XPはまだあります。ただし、インターネット環境にありますが、そこは当然のごとく、外部に漏れないような形のネットワーク上でのセキュリティを構築しています。これにつきましては、どうしても市の場合、先ほど申し上げたとおり長期契約という5年契約というのもございまして、途中で解約すると違約金が発生してかえ

って高くなるのです。したがって、この部分の端末につきましては、今年度、近い時期なのですが、X Pについては全台入れ替わります。これによって、懸念されておりましたX Pの問題については全て夏前に完了するという状況でございます。

また、もう1つ申し上げますと、内部情報で使っているパソコンでは個人情報扱わないという規定がございます。したがって、例えばエクセル等でデータを計算するということはあるかもしれませんが、もちろんそれは先ほど申し上げたとおり、返却する際には必ず廃棄の証明書、データ消去証明書をもった上で確認をしているということでございますので、今、委員からのご質問については、少し大きな話になってしまいましたが、このように市のセキュリティ対策をとっているところでございます。

【亀山委員】

それは市の中のことですよね。今、委託業者に対してはそういった事柄もチェックされているのでしょうかというのもつけ加えて教えて下さい。

【仮野委員】

補足的に言うと、亀山さんが最初に質問したのは、業務委託した場合の管理はしっかりしているのかという質問ですよ。X P問題が云々ではないです。一般的に委託問題についてです。

【亀山委員】

その委託業者のところに、そうしたX Pを使っているのかどうか、そういう事柄もチェックをされているのか教えて下さい。

【会 長】

では、もう1つが質問あったということで。

【情報システム課長】

委託業者と契約する際には、5年契約というのがありますが、機器のところ、問題が生じればきちんとした対応を求めて、確認の上で対応しております。

ですから、ベンダーとのやりとりの中で、今回はX Pという問題がありましたが、X Pに限らず、例えば何かこういう攻撃が出ました、こういう問題が出ましたということがあれば、それは当然、ベンダー側と調整して、きちんとした対応を講じていただくという状況です。

【亀山委員】

起きてみないとわからないということでもあるということですね。

【情報システム課長】

セキュリティの部分ですので、亀山委員から、起きてみないとという言葉がありました。私たちは、現状の中で適用できる対策を講じること、これが一番重要なのです。もちろん、起きてからでは遅いのですが、それを起こさないようにするのも我々の仕事でございますので、そこはやはり、ベンダー側と情報連携をとりまして、またいろいろな総務省ですとか国からの情報も来ますので、それに基づいて対策を講じているということで答弁させていただきたいと思えます。

【亀山委員】

ありがとうございます。

【会 長】

よろしいでしょうか。

渡瀬委員、お願いいたします。

【渡瀬委員】

臨時福祉給付金の業務ということで1ページ目に、「以上のことから上述の条件に合致するものを抽出し」と書いてあります。それで、5ページの、システムに関する個人情報保護措置というのがあって、システムの接続の制限で、庁内の他のシステムとの接続は一切行わないと書いてあるのですが、どこから抽出しているのか。抽出する相手のシステムには繋がらないと書いてある。

抽出するには何かのシステムに繋いでデータを持ってくるのでないかと思えます。元が書いていないので、どこから抽出するのかがわからない。

庁内の他のシステムとは接続しないと書いてあるから、全て手作業で入力するのかという話になります。

【生活福祉係長】

生活保護に係るシステムではございますが、現在庁内の統合システムとは全く別のシステムを使用しております。一切のほかのシステムとは現状接続されていない状況となっております。こちらから、生活保護をこの期間内に廃止された方の情報を、エクセルベースではございますが抽出して、実際には紙媒体でお渡しする形になると考えております。

【渡瀬委員】

給付金のデータを管理する仕組みがパソコンか何かであるということですか。

それは情報システム課では管理されているのですか。

【情報システム課長】

今回のシステムについて、まず簡単にご説明します。

審議会で諮っていただいた基幹系システムと言われるものが、平成19年度に導入されております。住民記録システムをベースとしまして、税や福祉といったものが全部統合されています。ただ、担当の話のように、生活保護システムだけは別物で基幹系システムの中には入っていません。

今回の臨時給付金と子育て給付金の部分のシステムにつきましては、基幹系のシステムをベースに構築しています。これはあるベンダーさんと平成19年度に契約を結びまして、データセンターのほうで全ての税や福祉のデータを管理しております。インターネットの回線も使用していません。専用回線です。したがって、外からのアクセスができないというのが一つございます。これが市の基幹系システムの流れです。

今回、この臨時福祉給付金と子育て給付金のシステムにつきましても、この基幹系システムに関してこの部分を加えるという形で構築いたしますので、他のところからデータを持ってくるとかいったものではなくて、今申し上げた対象者の人をデータセンターの中のデータからピックアップして、それを新しい臨時福祉給付金と子育て給付金のほうにインストールするというようなやり方になります。

【渡瀬委員】

このデータはどこから持ってくるのですか。

【地域福祉係主任】

整理をさせていただきますが、生活保護の話というのは、あくまでも申請書を発送する前の段階で対象者を抽出するための作業になっておりますので、情報システム課長が話されているシステムというのは、実際に申請書が来たときに処理するためのシステムという形で、扱いが違うものになっております。

あくまでも基幹系システムと呼ばれているものは、先ほど言った住民票台帳の件や税情報といったものを一括して取りまとめて管理している情報なのですが、そこをベースに対象者を抽出するのがベースになっています。

ただ、先ほどお話しした生活保護については、今回の給付金は対象外というのが前提になっているのですが、一応、こちらの説明にありますとおり、1月2日から3月末までの間に廃止になった方は対象に戻るという制度になっておりますので、その人たちの分だけは抽出しなければ対象から漏れてしまいます。

それで今回、目的外利用を別に設けさせていただいて、その方と先ほど言ったシステムで基幹系のほうから作成した本来のリストとを抱き合わせて対象者を限

定して申請書をお送りしたいという形を今、想定しているところです。

【渡瀬委員】

生活保護を受給していない人はどうやって抽出しているのですか。

【地域福祉係主任】

システムには生活保護を受けている方だけが入っています。それ以外の方というのは、先ほど言った基幹系のシステムで、一般の方は皆さん共通で、住民登録されている方の情報というのは入っていますので、そこから抽出をされます。その中には、基本的には生活保護の情報というのが、市民税の関係で、1月1日現在で受給している者というのは既に基幹系の中に登録されているということで、そこで除外する作業ができます。ただ、2日から3月末までの方もそこに反映しなければいけないのですが、基幹系システムでは判断ができないということで、先ほどの生活保護のシステムから別個に取り出して、それだけはリストを別にして我々のほうで申請書を発送する対象者として取り込んでいくという形なので、特に臨時福祉給付金のシステムの中にその情報を取り込んでいく作業は、特段予定はしていません。

【渡瀬委員】

エクセル表というような話が出てきましたが、どこに使っているのですか。

【地域福祉係主任】

申請書を発送する対象者を割り出すために利用させていただくものだけで、それ自体は特に基幹系システムに取り込むという作業はありません。

【渡瀬委員】

それも個人情報ですよ。その管理はどうされているのですか。

【地域福祉係主任】

生活保護のシステムの中で管理しているものを、今回の事業だけで事前に目的外利用の申請という形で利用させていただきだけで、それ以上の使用の予定はありません。

【渡瀬委員】

そのエクセル表の廃止はどうするのですか。

【地域福祉係主任】

使用が終われば、元情報は生活保護のシステムの中にある情報なので、それはそのままお返しするという形で対応がとれるものです。

【渡瀬委員】

返すのですか。

取り出して、パソコンでエクセルの表をつくっているわけでしょう。

【地域福祉係主任】

そうです。生活保護のシステムの中でつくっていただく資料になります。

【渡瀬委員】

その表は使い終わったらどうするのですか。

【地域福祉係主任】

申請書を発送する対象者が割り出せて、発送の準備等が整えば、その資料自体はもう必要ないので、生活保護担当にお返しすれば、それで特段問題はないと。

【渡瀬委員】

その後、それを渡されたほうはどうされるのですか。

【地域福祉係主任】

それは、シュレッダー等で当然廃棄はできるものです。

【渡瀬委員】

それをきちんとやっているかどうかということなのです。

そこら辺をきちんと整理をして欲しいです。書いてある内容が中途半端です。書いているほうは何でも知っているかもしれないけれど、こちらはいきなり来て「抽出して」って、何から抽出するのかが書いていない。それからその後どうするかも書いていない。

まあ、これは子育てのほうも全く同じだと思います。だから、庁内の他のシステムとの接続はしているわけですね。

システムという言葉は、何でもシステムなのです。基幹系システムだけがシステムではないのです。例えばパソコンの小さなものであっても、それもシステムなのです。だから「一切繋がらない」という書き方は間違っていると僕は思います。基幹系から持ってくるなり何なりしてデータをつくっているわけだから。そこは文章として違うのではないかと思います。非常に簡単に書いてあるから安心するような感じがするけれど、よく聞いてみるとエクセル表をどうしているのですか。そのままディスクの中に放り込んでおいて、何かの拍子にどこかへ出ていくかもしれない。そっちのほうが怖いのです。それが個人情報の管理なのです。そのポイントが抜けているような気がします。そこをきちんと、私はこれを使った後は廃棄しますとか、担当課に返して担当課が廃棄しますということを明記していなければいけないのではないかと思います。ただ「繋がらない」と書けば安心して

いるような感じがありますが、実際は繋がっているということですよ。

【地域福祉係主任】

先ほどご説明したとおり、システム同士のリンクは全くしておりません。あくまでも別個のパソコン同士ですので、そこは一切つながるものは何もないです。

【渡瀬委員】

繋がらなかったらデータは行かないじゃないですか。

【地域福祉係主任】

データは、特にそこに取り込む必要がない情報なので。申請書を発送するためにリストアップするだけです。

【渡瀬委員】

エクセル表のもとのデータはどこから持ってくるのですか。

【地域福祉係主任】

生活保護のシステムの中で作成する予定のもので、臨時福祉給付金のシステムでエクセルを作るものでは全くございません。なので、そこは別のシステムという形でご理解いただきたいのですが。

【渡瀬委員】

別のシステムということは、システム同士が繋がるということでしょう。データが。システム間でデータのやりとりをするということは、それはフラッシュメモリであれ通信回線であれ、それは同じことじゃないですか。

【地域福祉係主任】

それは繋げません。そういうことではございません。

エクセル自体は、生活保護のシステムのパソコン上で作るものです。

【渡瀬委員】

そのパソコンにもとのデータを持ってこないといけないでしょう。

【地域福祉係主任】

そのもとのデータがそのパソコンにあるものなので。

【渡瀬委員】

それはパソコンだけのシステムなのですか。

【地域福祉係主任】

その生活保護のシステムは、生活保護だけのシステムですので。特に給付金のシステムというものではないのです。

【渡瀬委員】

そこら辺の話が見えないのです。要するに、パソコンならパソコン1台で全部やっていると書けば良いじゃないですか。他のシステムとつながっているとか繋がっていないとか、そんなことは書く必要ないのではないですか。要するにアイソレートされているのでしょうか。その場でそれを終わりにしたら完了なのでしょう。

【会 長】

マン・マシンシステムでできている、執務の事務情報処理システムが、スタンドアロンであれ、何らかの回線もしくは無線LAN等を含めた接続であれ、こういうものを抽象的な日本語の文章だけで説明するというのはやはり限界があるので、今後、審議会等で時間の効率というものも常に委員から会長のほうに申出があるところですが、やはり正しく、わかりやすく、能率的に、いつでもどこでも説明ができるような手立てをして、説明をしてもらいたいと思います。

これを言葉だけでやると、もともと見えないコンピューターの中に入っている情報で見えないものを言葉だけで聞いても、我々も結構神経をとがらせないと、見えないものを頭の中で想像しながら追いかけているため、専門委員であっても、聞いている時間はかなり苦痛に等しいです。

やはり図解を1つ設けて、この資料に加えた説明のわかりやすい資料をもとに、ごく簡単にポイントを逃さず説明してほしいと思います。会長が聞いていても、どこでどうなっているのかわかりませんし、それから、クロスフェレンスする審議会資料もたくさんあって、膨大なページを見るだけでも大変な作業でございます。あらかじめ読んできていたとしてもやはり大変なので、渡瀬委員がおっしゃったことは、非常に審議のあり方に関しても、我々が工夫を要するという問題が残されていると、会長としては感じましたので、事務局におかれましてもよろしくをお願いします。

特にコンピューター処理を含むデータの集計だとか転写だとか、いろいろな確認行為ですね、そういうものは頭で追うことはできますが大変難しいことです。だからできるだけ、そういう意味での見える化の工夫をしていただくことを、会長からも事務局に特にお願いいたします。

今日は非常にそのポイントになる点を、本案件の具体について渡瀬委員からご質問いただいたことを、会長としても大変感謝いたします。

他に、ございますか。

【白石委員】

諮問書でいうと62ページと64ページの諮問第7号と第8号、それぞれの給付金の封入封緘作業の委託、それと66ページの第9号で、支給事務の委託です。

まず1点目は、封入封緘の2件は多分同じ業者委託になると思うのですが、これと支給事務は委託業者と一緒に想定しているのか別を想定しているのか。

それから、特に支給事務については、相当な内容だと思うのです。想定数が全体で3万1,000件で、相当なボリュームで、この67ページからの委託仕様書を読んでみると、ほぼ全業務が実質完全委託という形になっているのですが、そういう認識でいいのかどうか。

その2点をお伺いしたいと思います。

【地域福祉係主任】

まず1点目、封入封緘業務と支給事務の2点の業務の関連性については、特に業者は同種の業者ということでは想定しておりません。あくまでも封入封緘は封入封緘で契約を別に構える形で予定しております。

2点目の事務業務のほうは、委員のおっしゃるとおりで、基本的には業務全般を委託するという形を想定しております。仕様書にも書かせていただいておりますが、業者にも管理者の配置を依頼しておりまして、その配置した管理者をもとに人員の体制構築や管理責任を負っていただきます。

ただ、全く市が入らないかということとそういうわけではございません。専門の職員を現場に配置しまして、一緒に相互に確認をし合うという体制は構築する予定でございます。

【白石委員】

それに追加して、封入封緘はそうだなと思ったのですが、支給事務のほうが、業務内容としては電話対応、窓口対応、事務処理と3つに分かれています。多分、前回やった定額給付金だと、小金井市も市の職員がプロジェクトを組んで、給付事務そのものは市の職員やアルバイトの方が行って、コールセンターだけ委託する形をとっていたと思うのですが、今回は、言ってしまうと実質完全委託状態なのですが、果たしてこれはどうなのでしょう。

コールセンターのプロは相当いるのですが、窓口もそうだし、本人確認や代理人確認をする申請書の事務処理業務も含めて全部やると。原則、業務委託ですから市の職員が変な形で絡んでしまうといわゆる偽装請負になってしまうので、仕様書をもとにして基本は実質完全委託ですと。事業者のほうの責任者と市のほうの責任者が、そこで具体的には協議をするけれども、具体的な事務の遂行につ

いては全部業者に完全に業務委託ですから任せると思うのです。それが果たして担保できるかどうか。過去にこういう例があるかどうかも含めて、お聞きしたい。

【地域福祉係主任】

定額給付金の事業については、私どもの調べている限りでは、今回と大きくは変わりません。その当時も業務委託ということで、窓口対応から審査というところは業務として委託しているという実績がありました。

我々もそれを参考に、今回も、内容は若干違いますが給付金事業ということで似通ったものですので、なるべくならば事業として、大量な情報がありますし、職員のマンパワーだけでは足りないということで、業者さんに業務委託ということで実施したいと考えております。

こちらのほうの事務処理等については、白石委員がおっしゃったとおりで、業務はあくまでも業者さんにやっていただくので、市のほうがそこにあらかじめ介入するということは想定しておりません。

ただ、想定し得ない範囲で協議が必要な部分とかは当然出てくるかと思われまので、そういったときに一緒に協議を立てるような場を設けたいということで、一応、管理者と職員とで相互に調整を図るような形で今、想定しています。

給付金について今回は郵送での対応が第一の原則になっております。ですので、窓口対応というところは、郵送受付を対応できない方等が直接来ていただいた場合を想定しておりますので、大幅に窓口が混み合うということよりは、今回は郵送対応が主になるので、書類審査のほうが比重の大きいものかなと想定しているところです。

職員を配置する理由として、協議をする部分と相互に協力をするというところはあるのですが、一番職員が必要になる部分としましては、給付のお金をお支払いする際、こちらは原則口座振替ですが、口座をお持ちでない方や、指定の口座ができないような特殊な事情をお持ちの方については、窓口での現金給付という対応も想定しております。どうしても、現金給付というところは現金の取扱いになりますので、そこは職員で対応せざるを得ないということになります。基本的には業務は全般委託するのですが、細かい点で補完しなければいけない部分については職員が入るというイメージでご理解いただければと思います。

【会 長】

植草委員、お願いします。

【植草委員】

先ほどのシステムの接続の制限というところは、意図せず、例えばウィニーとかそういったものを使ってデータが飛んでいってしまうとか、そういったことはないようになっていきますよということを伝えたかったのだろうと私は理解しているのですが、それでよろしいですか。

【地域福祉係主任】

おっしゃるとおりで、特にそういうネットワークの接続は全くございません。

【植草委員】

その上で質問させていただきます。

この臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金、内容は違いますが同じような仕組みなので、こちらの生活保護の関係、臨時福祉給付金の関係で質問させていただきますが、1ページに説明がございますとおり、要は生活保護受給者情報の中から必要とする個人情報の内容を抽出すると。抽出したものを、今度は新しくつくる臨時福祉給付金管理システムへ持ってきて対応するという流れでしょうか。

【地域福祉係主任】

まず、生活保護の情報については、特に新しいシステムに移行する作業は一切行うことはありません。生活保護の情報というのが従来、市民税課のほうで、税情報として、課税・非課税の中で、生活保護を受けている方は課税の対象になり得ないというところで、除外するために、事前に目的外で生活保護の担当と市民税課のほうで情報は既にやりとりがあります。そこで既に基幹系システムのほうには1月1日現在で生活保護を受けている方の情報はもともと入っている状態になっています。

今回の給付金の対象者は、その1月1日現在で受給している方は除かれるというところが一つ条件になるのですが、1月2日から3月末で廃止になった方、あくまでも税で持っているのは1月1日現在の情報でしかないので、その情報だけだと2日以降に廃止になった方がそのまま受給しているものと仮定してシステムのほうが構築され、その方が対象外になってしまうということで、それを拾うために別個に調べをさせていただいて、その方たちに限定して申請書を別にお送りするというだけなので、特にそれ以降で生活保護のシステムの情報を新しい臨時福祉給付金のシステムに移行する作業は全く行うものではありません。別々に完結しているシステムになっております。

【植草委員】

4 ページに臨時福祉給付金管理システムの場合の基本項目がありますよね。これは新たに生活保護受給者情報から持ってくるのではなくて、これはもともとここにあるものでしょうか。

【地域福祉係主任】

ここは記録項目ということで、あくまでも、先ほどの基幹系のシステムにある情報は住基台帳に載っている情報と税情報、そういった部分の情報はありますが、それ以外に細かいデータというところで、基本的には申請時に申請書をいただくに当たって、その情報をシステムに入力していく項目も含まれています。

なので、基幹系システムにある情報以外で申請書から来る情報も取り込んで記録をしていく形になってしまうので、情報のボリュームが出ています。

【植草委員】

そうすると、受給者情報として受給者台帳があるとすれば、それから目的外利用するのは、あくまでも先ほどおっしゃったように1月2日から3月31日までに支給が廃止となった方の氏名、住所、生年月日と性別だけということですね。

【地域福祉係主任】

そうです。それをもとに、申請書をご方にお送りするためだけに必要な情報ですので、そこから先の情報は、その方から申請書が来た段階で調べるなり入力するなりという作業になりますので、純粹に申請書を送るための対象者の抽出をするために、生活保護情報から情報をいただいている作業を予定しております。

【植草委員】

わかりました。市でその情報に基づいて対象者に申請書を送付するとなると、75ページの申請・支給事務フローイメージに、「申請者に申請書等郵送」となっていますが、これを読むと、「申請者に」という、「に」の使い方で、市からあらかじめそれに該当する方を抽出してお送りして、その人は郵送を待っているというイメージにはとれないのですが、いかがですか。

【地域福祉係主任】

大変申し訳ございません。こちらの文言として「申請者に」とありますが、こちらは「受給できる可能性がある方」が正確な文言ですので、訂正をさせていただきたいと思います。

【植草委員】

申請をすれば給付の対象になり得る方にお送りして、その中で全数が返ってくるわけではない、ということですね。わかりました。

最後に、5ページあるいは8ページに、申請される両システムの保護措置が書かれています。例えば最初の「破壊等の事故から守り、業務が円滑に行えるよう必要な措置を講ずる」、あるいはその下に「不必要となったものは速やかに消去する」や、「判読が不可能となる方法で処分する」とか書いてあるのですが、もう少し具体的に方策が決まっているのかどうかを教えてください。

【情報システム課長】

個人情報保護措置について、簡易に書かせていただいているのかなと思いますが、最初に申し上げたとおり、基幹系システムがベースになるのですが、運用委託をしていく中では、非常に細かく、こういったことが起きた場合はこういうふうに処理しなさいというのがございます。

【植草委員】

そこには「誰が」というのも全部入っているわけですね。

【情報システム課長】

今回は申し訳ないのですがこういう形で記載させていただいているだけでして。ただ、もちろん消去とかそういったもの、何か不測の事態が起きたときの対策というのは、運用委託の中にございますので、そのようにきちんとした対応はさせていただきます。

【植草委員】

その具体性が担保されていれば問題ないかと思います。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

諮問書の9ページをお開き下さい。諮問第5号「小金井市介護職員初任者研修支援事業システム」について、介護福祉課の案件でございます。

恐れ入りますが保有届の32、33ページに要項をつけておりますので、あわせて御覧下さい。

介護職員初任者研修支援事業は、介護職員初任者研修の受講料等の助成により介護職員の確保及び資質の向上を図ることを目的として行うものです。また、申請者への対応や事務処理の効率化を図るため、申請書類等をシステム化したいことから、条例第14条の規定により諮問するものでございます。

個人情報の内容は、諮問の個人情報の記録項目になります。

保有届にお戻りいただいて7ページ、届出番号27-98「小金井市介護職員初任者研修支援事業システム」になります。

様式類集につきましては15ページから17ページに書式を載せてございます。

個人情報の内容の詳細につきましては、諮問の個人情報と同様になります。

【会長】

御質問、御意見ございますか。

【白石委員】

質問ですが、届出書の7ページ、27-98の保存年限が30年となっていますが、自治体的にいうと30年の保存は相当長いと思うのです。永年に近いものなのですが、なぜ30年になっているのか教えて下さい。

【高齢福祉係主任】

今回、30年と異例に長期にさせていただきましたのは、この制度をお使いいただくのがお1人につき1回までとさせていただいております。お若い方がご申請になられて、万が一、しばらくたって、この制度が仮に継続していたとして、また使いたいという方がいらした場合に確認ができないこととなりますので、30年程度の長期を保存いたしまして、確認をするということを丁寧にやっていけば、同じ方が2回使われることは恐らくないだろうということで、このような設定をさせていただいております。

【白石委員】

参考にお伺いしたいのですが、今、小金井市の文書保存規定というは何年刻みで分類されているのですか。

【総務課長】

1年、3年、5年等あるのですが、30年云々というよりは「長期」という形になっているので、30年という具体的な区切りではなく「10年以上の長期」という形になっています。

【白石委員】

普通は「長期」で、あとは永年ですか

【総務課長】

そういう形になっています。

【仮野委員】

1人1回と決まっているので、2回目を防ぐために30年にしたということ

すか。

【高齢福祉係主任】

おっしゃるとおりです。

【会 長】

世界のグローバルシステムもローカルシステムもものすごいスピードで展開している環境の中で、30年というのは、やはりあらゆるものが、環境条件が変化してくる中で30年ですから、大変、特別の意味を持ったものではないかと我々は受けとったわけでございます。

他にございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

11ページです。諮問第6号「東小金井事業創造センター指定管理業務について」、経済課の案件です。

14ページから資料をおつけしておりますので御覧下さい。

平成25年度第4回の当審議会において、「ベンチャー・SOHO事務所開設準備等委託について」ご承認いただいておりますが、8月以降の運営を指定管理者により行うことから、条例第27条の規定により改めて諮問するものでございます。

個人情報内容につきましては諮問の12ページ、13ページを御覧下さい。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

77ページになります。諮問第10号「地域包括支援センター運營業務委託について」、介護福祉課の案件です。

82ページから資料をおつけしておりますので御覧下さい。

平成17年度第4回の当審議会において、地域包括支援センター運営委託業務についてご承認いただいておりますが、今回、委託内容の5番、網かけしていません地域ケア会議を追加することから、条例第27条の規定により諮問するものでございます。

追加する個人情報の内容は、81ページの別紙4の項目になります。

恐れ入りますが保有届にお戻りいただいて7ページ、届出番号27-97 地域ケア会議に係る帳票類一式になります。

様式類集については12ページから14ページに書式を載せてございます。

個人情報の内容の詳細につきましては、諮問の追加される個人情報と同様になります。

【会長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

最後の案件になります。86ページ、諮問第11号「木造住宅簡易耐震診断業務委託について」、まちづくり推進課の案件です。

87ページから資料をおつけしておりますので御覧下さい。

昭和56年5月31日以前に建築された戸建の木造住宅について、耐震診断士を派遣し、対象木造住宅の外観調査や聞き取り調査、建物の簡略的な耐震診断を行い、その結果をもとに精密な耐震診断を行う必要性や、耐震診断助成があること等のアドバイスを業務委託して実施することから、条例第27条の規定により諮問するものです。

個人情報の内容は諮問の委託処理する個人情報の項目になります。

恐れ入りますが保有届にお戻りいただいて8ページ、届出番号43-35「小金井市木造住宅無料簡易耐震診断FAX用申込書」、及び届出番号43-36「木造住宅無料簡易耐震診断申し込み受付簿」になります。

様式類集については20ページから21ページに書式を載せてございます。

個人情報の内容の詳細につきましては、諮問の追加される個人情報と同様になります。

【会長】

御質問、御意見ございますか。

【渡瀬委員】

数はそれほど多くないのですか、管理は紙ベースでよろしいのですか。

【住宅係長】

件数につきましては、今年度初めてということで、30件を予定しております。

どの程度反響があるかわかりませんが、とにかく耐震診断が必要であるということをご皆さんに意識を持っていただくということが目標でありまして、これは将来的にもう少し増やしていきたいと思っております。

管理は紙ベースになっております。

【渡瀬委員】

昭和56年以前の建物の数は、何かのデータを見て、大体何件かわかっているのですか。

【住宅係長】

住宅の土地統計調査で数字が出ております。その場合の数字というのは、昭和57年度以降の建物と、昭和56年5月31日以前の建物で耐震性のある数字というものが足された数字の割合になっているのですが、現在、当市の木造住宅で、昭和56年5月31日以前の建物が何棟あるかという数字は、平成26年3月に小金井市の耐震改修促進計画を作成いたしまして、平成24年度末の数字になっておりますが、木造の住宅数の中で耐震が不十分な住宅、耐震を満たす住宅というもので、棟数はこちらの調査で出ております。

【渡瀬委員】

そうすると、個人名はわかっているのですか。

【住宅係長】

個人名はわかっておりません。

【渡瀬委員】

受託者というのは診断をする人ですよね。その人に個人情報記録を渡す、形として文書記録となっているのですが、それはどうやって集めるのですか。

【住宅係長】

申し込み募集をいたしまして、件数が少ないものですから市内全域にはできないので、今、予定として、例えば今年度はこの地域の何々町何丁目のその自治会あるいは町内会の方にもご協力を得て、チラシを見ていただきファックスあるいはEメール、電話で、お申し込みを先着順にという形で考えております。

お申し込みをされた中で数がいっぱいになり次第締め切るという形で考えております。その情報を、委託したところに連絡をして、直接その申し込んだ方と日程調整をしていただいて、診断とアドバイスを直接お宅に行ってやっていただくということを考えております。

【会 長】

よろしいですか。

【渡瀬委員】

はい。

【嶋田委員】

今のお話にも少し関係があるのですが、ここに診断士からの連絡がありますと。建築士の団体である社団法人が行うと。その場合、来ていただく診断士さんというの、どなたかわからないということですよ。

【住宅係長】

こちらは案という形ですが、契約がされた段階で、どなたが行くかというお名前を表にしたものをチラシに載せようかなと考えております。あるいは、名札を携帯していただく。市で委託している業者さんですよという名札を持っていただいて、お約束の日に名札を提示してやっていただこうかなと考えております。

【嶋田委員】

その場合の配慮ですが、実は私、前に金融公庫へ頼んだら、向こうから派遣をして調べに来てくれるのですが、よく知っている方が来てしまったという実例がありまして、断るわけにもいかないし、相手はしなきゃいけないしと。こういった配慮を考えられているのかどうか。

個人情報の話ではないのですが、規定をする以前に気まずい思いをするような場面にならないような配慮を少ししていただいたら、受けてもらう人も、せっかく市でやってくれるわけですから、いいのではないかと思っていますので、この辺の配慮をどの程度お考えかお聞かせ下さい。

【住宅係長】

知り合いという形になってしまうのはやはりまずいと思います。なので、願いますところにも、建築士の事務所さんが幾つか入っているという、支部という形で、この一般社団法人にお願いするつもりなので、今回は支部の中で、あなたが行ってもらえますかというふうに割り振りをさせていただくようになるのですが、その方が、「このお宅は知っているから」となれば、支部の方のほうで遠慮されると思うので、そういう形のことも前もって仕様書の中でお願いはしたいと思っています。

【嶋田委員】

これは意見なのですが、逆に、知っているから来なかったとか、これもおかしい話なので、できれば全く違う地域のところから来るとか、そういう配慮もする

ほうがより自然なのではないでしょうか。

【会 長】

植草委員、お願いいたします。

【植草委員】

他の諮問事項との比較でお聞きしますが、個人情報の内容で普通の電話に加えて携帯番号まで一步踏み込んでお聞かせ願うというのは、普通に考えればそのほうが、その後いろいろと効率的に事務が進むだろうと思いますが、一般的にはほかの項目を見ても電話番号までというのが一般的なのですが、それは何か特別な考えがございますか。

【住宅係長】

現在、固定電話を持たず、携帯しか持っていないというお宅もありますので、一応この表には書いてございますが、自分の使いたいところを書いていただければいいなということで、携帯番号も書かせていただいております。

【植草委員】

わかりました。逆に、他の申し込みに関しても、電話番号までしか伺っていないところも、ちょっと考える余地が出てくるかもしれないですね。

【土屋委員】

今、若い方で、固定電話を持たずに携帯だけでやっている人も非常に多くなっていますよね。

【植草委員】

そうですね。それはそのとおりだと思います。

【望月委員】

これは委託した後に速やかに実績報告書を提出することになっていますが、この委託処理する個人情報の項目に備考という欄があるのですが、備考というのは、何か診断士の意見か何かが書かれているということなのではないでしょうか。その辺がわからないので教えて下さい。

【住宅係長】

備考欄は、普通は連絡をしたとか、そういうことを書くように考えていたのですが、たまたま連絡等で個人的なことを何かを書き込まなくてはいけないこともあるかと思ひまして、備考欄も一応項目の中に入れてさせていただきました。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件について承認させていた

だきます。

それでは、以上をもちまして、本日の全ての報告、諮問事項についての審議は終了とさせていただきます。

それでは、本日の日程のその他に移らせていただきます。

まず、事務局から、その他の報告等の説明を早速お願いいたします。

【総務課長】

次回の日程でございますが、会長と調整させていただきました、7月24日の木曜日の会議室をご用意しておりますので、ご都合のほうはいかがでしょうか。6時からになります。

【会 長】

ご承認いただければ、次回は7月24日、木曜日、午後6時から、当801会議室にて開催したいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、きょうは大変ご多忙のところ、長時間、ご熱心に慎重審議にご協力賜りましたことに対して、会長からもあつく御礼申し上げますとともに、本日の審議会の全ての審議をこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —